

## 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 中間評価現地ヒアリング等実施要領

令和7年10月27日

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会

### 1. 目的

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業中間評価要項」（以下「中間評価要項」という。）における「5. 評価の方法」に基づき、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会（以下「事業推進委員会」という。）が本事業の中間評価の実施に当たり、評価の対象となる全ての実施機関の全体責任者等との質疑応答を行うこと等により、書面報告での不明点を明らかにし、評価に資することを目的とする。

### 2. 学長からの現地ヒアリング等の実施方法

#### （1）実施項目及び時間配分

全体の所要時間は3時間程度とし、各実施項目と時間配分は以下を目安とする。

- ① 実施機関から進捗状況等の説明・質疑応答・・・・・・120分程度
  - ② 事業運営に当たって中核となる研究施設の視察等・・・60分程度
  - ③ まとめ（審査側のみ）・・・・・・・・・・・・10分以内
- ※①及び②の状況については、日本学術振興会（以下「振興会」という。）が録画し、事業推進委員会に共有する。

#### （2）説明内容

- ・ 実施機関は「（1）①実施機関から進捗状況等の説明・質疑応答」において、事業推進委員会から事前に送付する確認事項に対する回答及び、追加で説明したい事項について、中間評価要項における「6. 評価項目及び着眼点」を踏まえ、別途作成したヒアリング資料により説明を行うこと。
- ・ 説明に使用した資料については、現地ヒアリング終了後、速やかに振興会へ提出すること。

#### （3）説明者・出席者

- ・ 「（1）①実施機関から進捗状況等の説明・質疑応答」の説明者は、原則、実施機関の全体責任者（学長）とする。
- ・ 「（1）①実施機関から進捗状況等の説明・質疑応答」に対応するための出席者として、説明者含め10名以内の参加を認める（連携機関がある場合は、当該連携機関に所属する者の参加を認める。）。
- ・ 「（1）①実施機関から進捗状況等の説明・質疑応答」において、説明者・出席者

の参加方法は原則対面とするが、やむを得ない事由がある場合はオンラインによる出席を認める。

- ・事業推進委員会から説明者・出席者について要請がある場合、実施機関は原則対応すること。
- ・実施機関は、振興会に対し事前に説明者・出席者及び出席方法を通知すること。

(4) 事業推進委員会からの出席者

- ・各大学の現地ヒアリング等における事業推進委員会からの出席者は、原則として、委員長又は副委員長を含めた、事業推進委員 3 名程度により構成する。
- ・利害関係により評価を行うことができない委員は事業推進委員会からの委員に含めない。
- ・出席者以外の事業推進委員については、(1)①及び②の録画データを視聴する。

(5) 現地ヒアリング等における実施機関側の注意事項

- ・現地ヒアリング等は非公開とし、実施機関による内容の録画・録音及びその公開を禁止する。
- ・説明・応答は端的かつ簡潔に行うこと。
- ・現地ヒアリング等終了後、事業推進委員会から実施機関に対し追加質問等があった場合には別途対応すること。
- ・現地ヒアリング等における使用言語は日本語とする。ただし、出席者に日本語での対応ができない者を含めることは差し支えないこととするが、その場合、他の出席者が通訳するなど、質疑応答を円滑に行える環境の確保に配慮すること。